

富士市一般業務委託低入札価格取扱試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市が発注する業務委託（建設関連業務委託を除く。以下同じ。）の競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項、第167条の10の2第2項及び第167条の13並びに富士市契約規則（昭和44年富士市規則第25号）第16条の2及び第19条の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるときにおける落札者の決定に関し、必要な事項を定める。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、予定価格が5百万円以上の業務委託の請負契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、各部で必要と認めた場合は、予定価格が5百万円未満の業務委託であっても適用することができる。

(調査基準価格を下回る価格の入札)

第3条 入札執行者（富士市専決代決規程（昭和45年富士市訓令乙第5号。以下「専決代決規程」という。）別表第1の区分12委託料、又はその他の部長（特定部長）の欄に規定する決裁権者をいう。）は、予定価格の範囲内において、最低の価格で入札を行った者又は価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者（以下これらを「最低価格入札者等」という。）の入札額が、調査基準価格（契約の相手方となるべき者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。以下同じ。）を下回る価格での入札（以下「低入札」という。）となった場合には、落札の決定を保留するものとする。

(調査等)

第4条 低入札が行われた場合には、速やかに最低価格入札者等から、契約の内容に適合した履行がされるかどうか、次に掲げる事項について事情聴取その他の調査を行い、当該調査の結果に基づいて最低の価格で入札を行った者を契約の相手方とすることの適否について審査するものとする。

- (1) 予定している労務者供給の見通し、資材等の量及び調達等に関する事項並びにその適否に関する事項
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否に関する事項
- (3) 経営状態に関する事項
- (4) その他落札の決定に必要な事項

2 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められる場合は、最低価格入札者等を落札者とし、履行がされないおそれがあると認められる場合は、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内において入札をした他の者のうち、最低の価格で入札を行った者又は価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

3 前2項の規定は、次順位者が低入札に該当した場合に準用する。

4 前2項の規定により契約の相手方を決定した場合には、速やかに書面又は口頭をもってその旨を入札に参加した者に通知するものとする。

(調査基準価格)

第5条 調査基準価格は次の方法により算定するものとする。

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の8を乗じて得た額（その額に

1 円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 調査基準価格は、第3条に規定する入札執行者が決定するものとする。

(低入札価格審査委員会)

第6条 第4条に規定する契約の相手方とすることの適否を審査するため、各部低入札価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第7条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は主管する部長をもって充てる。

3 委員は主管する部の指名委員をもって充てるものとし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、担当課長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員長は低入札が行われたときは速やかに、会議を開催する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第3項の規定にかかわらず、委員長が緊急を要すると認めた場合の会議は、委員長及び委員が指名する他の2人以上の委員の協議をもって代えることができる。

6 委員会は、必要があると認める場合には、担当課、その他関係各課へ資料の提出を求め、又は関係課の職員の出席を求めることができる。

(契約しない場合の判断基準)

第8条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

(1) 指定期日までに調査資料が提出されない場合

(2) 事情聴取に応じない場合

(3) 事情聴取に対し、提出した資料に基づいた根拠のある説明ができない場合

(4) 事情聴取に対し、不適正又は不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合

(5) 業務計画の内容が仕様に適合しない場合

(6) 人件費が不当に低額に設定されたことが確認できた場合

(7) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合

(8) 下請金額が不当に低額で設定された場合

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。